

引込線工事士運用要領

北海道電気工事業工業組合

目 次

引込線工事士運用要領	1
第1条(目的)	1
第2条(適用の範囲)	1
第3条(用語の定義)	1
第4条(運営の基本)	1
第5条(委員会)	1
第6条(会議)	3
第7条(認定資格の種類)	3
第8条(認定方法)	3
第9条(認定の有効期間)	5
第10条(認定資格の停止)	5
第11条(認定資格停止の変更および解除)	5
第12条(認定資格の取消し)	5
第13条(申請の無効)	6
第14条(認定の復活)	6
第15条(工事会社の責務)	6
第16条(認定者の管理)	6
附 則	6
引込線工事士運用要領細則	7
第1条(目的)	7
第2条(2級引込線工事士運営委員会担務)	7
第3条(2級引込線工事士認定試験・講習実施要領)	7
第4条(2級引込線工事士認定試験問題作成)	7
第5条(2級引込線工事士認定受講料および受験料)	7
第6条(2級引込線工事士認定講習および認定試験の案内)	7
第7条(2級引込線工事士認定申請)	8
第8条(2級引込線工事士認定講習および認定試験の実施と認定)	8
第9条(1級引込線工事士認定講習運営委員会担務)	8
第10条(1級引込線工事士認定受講料)	9
第11条(1級引込線工事士認定講習実施の案内)	9
第12条(1級引込線工事士認定申請)	9
第13条(1級引込線工事士認定講習の実施と認定)	9
第14条(計測器工事士運営委員会担務)	9

第 15 条 (計測器工事士認定試験・講習実施要領)	10
第 16 条 (計測器工事士認定試験問題作成)	10
第 17 条 (計測器工事士認定受講料)	10
第 18 条 (計測器工事士講習および認定試験の案内)	10
第 19 条 (計測器工事士認定申請)	11
第 20 条 (計測器工事士認定講習および試験結果の実施と認定)	11
第 21 条 (認定証の発行および更新)	11
第 22 条 (認定証の交付)	12
第 23 条 (認定証の携帯および再発行)	12
第 24 条 (認定証の有効期間)	12
第 25 条 (認定の停止要件)	12
附 則	12

2 級引込線工事士認定試験および認定講習の実施要領 13

1. 認定試験	13
2. 認定講習	13
3. 結果報告	13
4. 認定証発行	13
5. 受講料および認定料	13

2 級引込線工事士認定試験の問題作成および採点要領 14

1. 作成要領	14
2. 問題の形態と出題数	14
3. 採点と合否判定	14

2 級引込線工事士安全技能講習実施要領 15

1. 目的	15
2. 講習	15
3. 受講料および認定料	15
4. 保 険	15

1 級引込線工事士認定講習実施要領 16

1. 目的	16
2. 講習	16
3. 受講料および認定料	16
4. 保 険	16

1級引込線工事士安全技能講習実施要領	17
1. 目的	17
2. 講習	17
3. 受講料および認定料	17
4. 保険	17
低圧計測器工事士認定講習の実施要領	18
1. 認定講習	18
2. 結果報告	18
3. 認定証発行	18
4. 受講料および認定料	18
低圧計測器工事士安全技能講習実施要領	19
1. 目的	19
2. 講習	19
3. 受講料および認定料	19
限定低圧計測器工事士認定試験および認定講習の実施要領	20
1. 認定試験	20
2. 認定講習	20
3. 結果報告	20
4. 認定証発行	20
5. 受講料および認定料	20
限定低圧計測器工事士認定試験の問題作成および採点要領	21
1. 作成要領	21
2. 問題の形態と出題数	21
3. 採点と合否判定	21
限定低圧計測器工事士安全技能講習実施要領	22
1. 目的	22
2. 講習	22
3. 受講料および認定料	22

引込線工事士・計測器工事士認定資格停止要件	23
-----------------------	----

申請書様式

引込線工事士認定申請書（試験・講習・認定講習免除）	24
低圧計測器工事士認定申請書（試験免除）	25
引込線・計測器工事士異動届	26

引込線工事士運用要領

平成 5 年 11 月 1 日	制定
平成 6 年 10 月 1 日	改定
平成 7 年 12 月 8 日	改定
平成 9 年 9 月 25 日	改定
平成 13 年 12 月 20 日	改定
平成 15 年 1 月 24 日	改定
平成 15 年 12 月 16 日	改定
平成 16 年 4 月 27 日	改定
平成 16 年 9 月 17 日	改定
平成 17 年 12 月 16 日	改定
平成 18 年 9 月 22 日	改定
平成 21 年 1 月 20 日	改定
平成 22 年 11 月 26 日	改定
平成 25 年 2 月 1 日	改定
平成 26 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 7 月 13 日	改定
令和 2 年 12 月 3 日	改定
令和 3 年 12 月 2 日	改定

(目 的)

第 1 条 この要領は、低圧引込線および低圧計測器工事に従事する技術者に、引込線工事士および計測器工事士の一定の資格を認定し、技能ならびに適正な工事を維持するとともに 教育を適切に行ない、技能の習熟と安全を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 この要領は、北海道電気工事業工業組合および各地方電気工事業協同組合（以下、工事組合）に加盟している工事会社の従事者に適用する。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において「引込線」とは、北海道電力ネットワーク株式会社の架空引込線、屋側引込線および電柱灯引込線をいう。

2. この要領において「計測器」とは、北海道電力ネットワーク株式会社の計器（計量器、付属装置）契約用安全ブレーカ、およびタイムスイッチ（電磁接触器等）をいう。

(運営の基本)

第 4 条 工事組合は、第 1 条の目的を達成するために、次により運営する。

- (1) 工事組合は、本要領を円滑に運営する委員会（以下、運営委員会という）を設置する。
- (2) この要領の実施、運営について必要のあるときは、北海道電力ネットワーク株式会社の指導、助言を受けるものとする。

(委員会)

第 5 条 運営委員会の構成および任務等は、次のとおりとする。

- (1) 構成および任務等は第1表による。
- (2) 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 本部運営委員会は北海道電気工事業工業組合に、地区運営委員会は、各地方電気工事業協同組合に設置する。

第1表 運営委員会構成任務表

	構 成	選 出	任 務
本 部 運 営 委 員 会	委員長 1名 副委員長 2名 委員 若干名	<ul style="list-style-type: none"> 委員長は北海道電気工事業工業組合理事長とする。 副委員長は北海道電力ネットワーク株式会社および北海道電気工事業工業組合副理事長から選出する。 委員は北海道電力ネットワーク株式会社および北海道電気工事業工業組合から選出する。 	<ul style="list-style-type: none"> a. 認定制度の基本に関する事項 b. 認定試験要領に関する事項 c. 認定および取消しに関する事項 d. 認定費用に関する事項 e. 認定証の発行 f. 認定者の管理 g. その他必要な事項
	事務局員 若干名		本部運営委員会の事務を処理する。
地 区 運 営 委 員 会	参 与 1名	北海道電力ネットワーク株式会社に委嘱する。	本要領の運営・実施について指導・助言を行う。
	委員長 1名 副委員長 2名 委員 若干名	<ul style="list-style-type: none"> 委員長は各地方電気工事業協同組合理事長とする。 副委員長は北海道電力ネットワーク株式会社および各地方電気工事業協同組合副理事長から選出する。 委員は北海道電力ネットワーク株式会社および各地方電気工事業協同組合から選出する。 	<ul style="list-style-type: none"> a. 認定試験の実施に関する事項 b. 認定および停止、取消し手続きに関する事項 c. 認定証の授受 d. 認定費用に関する事項 e. 認定者の管理 f. その他必要な事項
	事務局員 若干名		地区運営委員会の事務を処理する。

(会 議)

第6条 運営委員会は委員長が招集し、議事の運営を統括する。

2. 委員長が事故の時は副委員長がその職務を代行する。

(認定資格の種類)

第7条 資格の名称と適用工事は第2表のとおりとする。

第2表 名称と適用工事

名 称	適用工事
2級引込線工事士	1. 低圧引込線工事及び低圧計測器工事
1級引込線工事士	1. 低圧引込線工事及び低圧計測器工事 2. メッセージャー引込線工事、関連する間接活線工法による高圧充電部防護作業
低圧計測器工事士	1. 低圧計測器工事 2. 低圧引込線工事の地上監視 (メッセージャ付引込線工事を除く)
限定低圧計測器工事士	1. 低圧計測器工事

(認定方法)

第8条 認定は地区運営委員会の申請により本部運営委員会が行う。なお、認定講習、認定試験は所属組合で受けるものとする。

(1) 2級引込線工事士

次のいずれかの要件を満たし、安全技能講習を修了した者。

a. 運営委員会が実施する認定講習を受講し、試験に合格した者。なお、受験資格は次のとおりとする。

イ. 年齢 …… 18歳以上。

ロ. 資格 ……電気工事士を有するもの。

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を修了している者。

ハ. 経験 ……引込線工事および計測器工事の補助員として、1年以上従事した者、または同等以上の経験を有する者。

- b. 電気工事士の資格並びに2級外線工事士以上の資格を有しかつフルハーネス型墜落制止用器具特別教育を修了し、北海道電力ネットワーク株式会社の外線工事を施工する会社に所属している者で、運営委員会が実施する認定講習を受講した者。(試験免除)
- c. 電気工事士の資格を有しかつフルハーネス型墜落制止用器具特別教育を修了し、年齢35歳以上で引込線工事並びに計測器工事の補助経験が5年以上あり、運営委員会が実施する認定講習を受講した者。(試験免除)

(2) 1級引込線工事士

2級引込線工事士の資格を有し、労働安全衛生規則第七十八条で定める、高所作業車運転技能講習を修了し、次のいずれかの要件を満たす者。

- a. 「1級引込線工事士認定講習」を修了したもの。
- b. 北海道電力ネットワーク株式会社の外線工事を施工する会社に所属する外線工事士2級以上の資格者で、当該技能を有していると地区運営委員長が認めた場合には申請により1級引込線工事士の資格を取得できる。(認定講習免除)

(3) 低圧計測器工事士

1級または2級引込線工事士の有資格者が、身体能力低下その他の理由で資格変更を希望し地区運営委員長が認めた者。(認定試験は免除とする。認定講習は旧引込線工事士認定講習または同安全技能講習からの有効期間5年の継続を可とし前回受講から経過4年以内は受講免除、同経過5年目の者は当該年度内認定講習受講を条件とする。なお、資格変更と同時に1級・2級引込線工事士資格は停止する。)

ただし、所属工事会社の施工会社区分の変更に伴い、引込線工事士資格へ復帰できる要件を次に定める。

- a. 前回の引込線工事士安全技能講習から引込線工事士復帰までの期間が5年以内である場合。
- b. 前回の引込線工事士安全技能講習から引込線工事士復帰までの期間が5年超過の場合は、新規に同講習を受講し昇降柱技能を認定された場合。

(4) 限定低圧計測器工事士

次のいずれかの要件を満たし、安全技能講習を修了した者。

- a. 運営委員会が実施する認定講習を受講し、試験に合格した者。なお、受験資格は次のとおりとする。
 - イ. 年齢 …… 18歳以上。
 - ロ. 資格 ……電気工事士を有するもの。
 - ハ. 経験 ……計測器工事の補助員として、1ヶ月以上従事した者、または同等以上の経験を有する者。

- b. 電気工事士の資格を有し、年齢 35歳以上で計測器工事の補助経験が3年以上あり、運営委員会が実施する認定講習を受講した者。(試験免除)

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は5年とする。

(認定資格の停止)

第10条 引込線・計測器工事において地区運営委員会は、認定資格を一定期間停止できるものとする。具体的事項は細則による。
なお、この場合は、本人および所属工事会社に通知する。

(認定資格停止の変更および解除)

第11条 地区運営委員会は、次の場合、減免または解除することができる。
ただし、再発の恐れがある場合は、停止期間の延長も行うことができる。
なお、この場合は、本人および所属工事会社に通知する。

- (1) 停止期間が満了したとき。
- (2) 工事組合および所属工事会社において、その対策および指導などの処置により改善が十分なされたと認められる場合は、停止期間を短縮して解除できるものとする。

(認定資格の取消し)

第12条 次の場合は地区運営委員会の申請により、本部運営委員会で審査を行い、理事会の承認により認定資格の取消しが出来る。この場合は、地区運営委員会から本人および所属工事会社に通知する。

- (1) 取消し事項
 - a. 行為が極めて悪質で、改心も伺えない場合。

- b. 重大な過怠があった場合。
- c. 第 2 条（適用の範囲）を満たさなくなった場合。

（申請の無効）

第 1 3 条 認定を受ける為の試験に合格、または、認定講習を受けた者が翌年までの安全技能講習を受けなければ認定申請を無効とする。

（認定の復活）

第 1 4 条 次の場合は、再交付および新たに認定申請手続きが行える。

- (1) 認定資格の取消しを受けた者は、取消しを受けた日から、1 年を経過すれば新たに認定申請ができる。
- (2) 第 12 条(1) c において、1 年以内に第 2 条（適用の範囲）を満たす事になった場合、申請により再認定を受ける事ができる。

（工事会社の責務）

第 1 5 条 工事会社は所属する引込線工事士および計測器工事士の管理を行ない、責任を持って指導監督し、適正施工を維持する義務を負うものとする。なお、次の場合は、工事組合に速やかに「引込線・計測器工事士異動届」を提出する。

- (1) 所属の引込線工事士および計測器工事士が不適正な行為や事故を起こしたとき。
- (2) 入社、退社などにより、所属の引込線工事士および計測器工事士に異動があった場合。

（認定者の管理）

第 1 6 条 地区運営委員会及び本部運営委員会は、引込線工事士および計測器工事士の資格者名簿を管理する。

なお、地区運営委員会は、引込線工事士および計測器工事士に異動のあった場合、認定資格の変更および停止、解除については、その都度、速やかに本部運営委員会に報告する。

附則

- 1. 本要領は平成 27 年 7 月 13 日から施行する。
- 2. 本要領は令和 4 年 1 月 1 日から一部改正する。

引込線工事士運用要領細則

(目 的)

第1条 本細則は、引込線工事士運用要領が、的確かつ円滑に処理されることを目的とする。

(2級引込線工事士運営委員会担務)

第2条 2級引込線工事士の認定講習および試験の運営委員会担務は第3表による。

第3表 運営委員会の担務表

本部運営委員会	地区運営委員会
1. 試験実施方針の決定	1. 試験場所、試験日時の決定
2. 筆記試験時期の決定	2. 試験案内および申込受理（受験資格の審査を含む）
3. 試験科目の決定	3. 講習の実施
4. 試験問題の作成印刷	4. 試験補助員の委嘱
5. 試験問題集（講習資料）の作成	5. 試験実施（試験場設営、監督含む）
6. 採点基準・合否判定基準の作成	6. 採点
7. 認 定	7. 本部運営委員会へ採点結果報告
8. 受験料の決定	8. 認定通知
9. その他必要事項	9. その他必要事項

2. 認定講習は、試験の事前講習内容と同一とすることができる。

(2級引込線工事士認定試験・講習実施要領)

第3条 2級引込線工事士認定試験および認定講習は、別に定める「2級引込線工事士認定試験および認定講習の実施要領」による。

(2級引込線工事士認定試験問題作成)

第4条 2級引込線工事士認定試験問題作成は、別に定める「2級引込線工事士認定試験の問題作成および採点要領」による。

(2級引込線工事士認定受講料および認定料)

第5条 2級引込線工事士認定受講料および認定料は本部運営委員会が、理事会の承認を得て決定する。

(2級引込線工事士認定講習および認定試験の案内)

第6条 2級引込線工事士認定講習及び認定試験の案内は次のとおりとする。

(1) 本部運営委員会から、地区運営委員会に認定講習および認定試験の実施を

依頼する。

- (2) 地区運営委員会は、本部運営委員会からの通知にもとづき、組合員に認定講習および認定試験の実施案内を行う。

(2級引込線工事士認定申請)

第7条 2級引込線工事士認定講習および試験申込みは次による。

- (1) 別紙「引込線工事士認定申請書」を1部提出する。
- (2) 写真2葉（正面脱帽）申請6ヶ月以内に撮影したもの。（1葉は認定証用、1葉は認定申請用、裏面に氏名および撮影年月日を記入する。）写真は電子データでの提出も可とする。

(2級引込線工事士認定講習および認定試験の実施と認定)

第8条 2級引込線工事士認定講習および認定試験実施と認定手続は次による。

- (1) 本部運営委員会は、認定講習および認定試験の実施要領を地区運営委員会に通知する。
- (2) 地区運営委員会は、具体的事項を決定して認定講習および認定試験を実施する。
- (3) 地区運営委員会は、受講者および受験者の採点結果を本部運営委員会に報告する。
- (4) 本部運営委員会は、報告のあった受講者および試験結果の合否を審議し、理事会にはかる。
- (5) 理事会は、報告のあった審議内容を承認し認定者を決定、その結果を本部運営委員会から地区運営委員会へ通知する。

(1級引込線工事士認定講習運営委員会担務)

第9条 1級引込線工事士認定講習運営委員会担務は次による。

第4表 運営委員会の担務表

本部運営委員会	地区運営委員会
1. 講習実施方針の決定	1. 講習場所、講習日時の決定
2. 講習内容の決定	2. 講習案内および申込受理(受講資格の審査を含む)
3. 受講料の決定	3. 講師及び実技指導員の委嘱
4. 認定	4. 講習資料の作成印刷
5. その他必要事項	5. 講習実施
	6. 認定通知
	7. 本部運営委員会へ実施結果報告
	8. その他必要事項

(1級引込線工事士認定受講料および認定料)

第10条 1級引込線工事士認定受講料および認定料は本部運営委員会が、理事会の承認を得て決定する。

(1級引込線工事士認定講習の案内)

第11条 1級引込線工事士認定講習の案内は次のとおりとする。

- (1) 本部運営委員会から、地区運営委員会に認定講習の実施方針を通知し、認定講習の実施を依頼する。
- (2) 地区運営委員会は、本部運営委員会からの通知にもとづき、組合員に講習実施の案内を行う。

(1級引込線工事士認定申請)

第12条 1級引込線工事士認定講習の申込みは、地区運営委員会に次のものを提出する。

- (1) 別紙「引込線工事士認定申請書」1部。
- (2) 写真2葉(正面脱帽)申請6ヶ月以内に撮影したもの。(1葉は認定証用、1葉は認定申請用、裏面に氏名および撮影年月日を記入する)写真は電子データでの提出も可とする。

(1級引込線工事士認定講習の実施と認定)

第13条 1級引込線工事士認定講習および認定手続は次による。

- (1) 本部運営委員会は、認定講習の実施要領を地区運営委員会に通知する。
- (2) 地区運営委員会は、具体的事項を決定して認定講習を実施する。
- (3) 地区運営委員会は、認定講習実施結果と受講者を本部運営委員会に報告する。
- (4) 本部運営委員会は、受講者の認定について審査し、理事会の承認を得て、その結果を地区運営委員会に通知する。

(計測器工事士運営委員会担務)

第14条 低圧計測器工事士講習の運営委員会担務は第5表による。

第5表 運営委員会の担務表

本部運営委員会	地区運営委員会
1. 講習実施方針の決定	1. 講習場所、講習日時の決定
2. 講習内容の決定	2. 講習案内および申込受理(受講資格の審査を含む)
3. 受講料の決定	3. 講師の委嘱
4. 認定	4. 講習資料の作成印刷
5. その他必要事項	5. 講習実施
	6. 認定通知
	7. 本部運営委員会へ実施結果報告

	8. その他必要事項
--	------------

2. 低圧計測器工事士認定講習について、座学は引込線工事士安全技能講習と同一とし、実技は地上監視者としての安全監視訓練を実施する。

3. 限定低圧計測器工事士の認定講習および試験の運営委員会担務は第6表による。

第6表 運営委員会の担務表

本部運営委員会	地区運営委員会
1. 試験実施方針の決定	1. 試験場所、試験日時の決定
2. 筆記試験時期の決定	2. 試験案内および申込受理（受験資格の審査を含む）
3. 試験科目の決定	3. 講習の実施
4. 試験問題の作成印刷	4. 試験補助員の委嘱
5. 試験問題集（講習資料）の作成	5. 試験実施（試験場設営、監督含む）
6. 採点基準・合否判定基準の作成	6. 採点
7. 認定	7. 本部運営委員会へ採点結果報告
8. 受験料の決定	8. 認定通知
9. その他必要事項	9. その他必要事項

4. 限定低圧計測器工事士認定講習は、試験の事前講習内容と同一とすることができる。

(計測器工事士認定試験・講習実施要領)

第15条 低圧計測器工事士認定講習は、別に定める「低圧計測器工事士認定講習の実施要領」による。

2. 限定低圧計測器工事士認定試験および認定講習は、別に定める「限定低圧計測器工事士認定試験および認定講習の実施要領」による。

(計測器工事士認定試験問題作成)

第16条 限定低圧計測器工事士認定試験問題作成は、別に定める「限定低圧計測器工事士認定試験の問題作成および採点要領」による。

(計測器工事士認定受講料および認定料)

第17条 計測器工事士認定受講料および認定料は本部運営委員会が、理事会の承認を得て決定する。

(計測器工事士認定講習および認定試験の案内)

第18条 計測器工事士認定講習の案内は次のとおりとする。

- (1) 本部運営委員会から、地区運営委員会に認定講習および認定試験の実施を依頼する。
- (2) 地区運営委員会は、本部運営委員会からの通知にもとづき、組合員に認定講習および認定試験の実施案内を行う。

(計測器工事士認定申請)

第19条 計測器工事士認定講習申込みは次による。

- (1) 別紙「低圧計測器工事士認定申請書」を1部提出する。
- (2) 写真2葉（正面脱帽）申請6ヶ月以内に撮影したもの。（1葉は認定証用、1葉は認定申請用、裏面に氏名および撮影年月日を記入する。）写真は電子データでの提出も可とする。

(計測器工事士認定講習および認定試験の実施と認定)

第20条 計測器工事士講習の手続は次による。

- (1) 本部運営委員会は、認定講習および認定試験の実施要領を地区運営委員会に通知する。
- (2) 地区運営委員会は、具体的事項を決定して認定講習および認定試験を実施する。
- (3) 地区運営委員会は、受講者および受験者の採点結果を本部運営委員会に報告する。
- (4) 本部運営委員会は、報告のあった受講者および試験結果の合否を審議し、理事会にはかる。
- (5) 理事会は、報告のあった審議内容を承認し認定者を決定、その結果を本部運営委員会から地区運営委員会へ通知する。

(認定証の発行および更新)

第21条 本部運営委員会は次の者に認定証を発行する。

- (1) 新規に認定を受けた者。
- (2) 有効期限内に所属組合で行う安全技能講習を受けた者。
なお、受講できない正当な理由（入院・海外出張等）がある場合は、地区運営委員会に届出し、地区運営委員会の承認を得て次年度の安全技能講習を受けるものとする。この場合、認定証は次年度の受講まで有効とし、次年度発行される新認定証の有効期間は4年とする。
- (3) 認定証の更新までの期間において、資格停止措置を受けなかった優良引込線工事士には、「優良引込線工事士認定証」を発行する。
なお、その後において資格停止措置を受けた場合は、「優良引込線工事士認定証」を返納させ、停止解除時に「引込線工事士認定証」を発行する。
- (4) 再発行を要する者。
- (5) 発行は安全技能講習を修了した年月日を基準とする。また、再発行については

その都度行なう。

- (6) 資格変更、有効期限の延伸等において、既認定証の裏面に地区運営委員長が事由を表記した場合は、新たな認定証に代えることができる。

(認定証の交付)

第22条 本部運営委員会は、1級・2級引込線工事士および計測器工事士の新規認定者および再発行者に対し、認定証を交付する。

2. 認定番号は発行の都度、地区の記号を頭に、交付年の和暦下2桁そして一連番号を付与する。ただし、再発行を除く。
3. 交付手数料は、認定証製作（本部運営委員会）費用に地区運営委員会200円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。認定証製作費用は別紙1による。
4. 再発行作成期間の仮認定証が必要な場合には、地区運営委員会が発行する。

(認定証の携帯および再発行)

第23条 認定証は常に携帯すること。なお、汚損、亡失による再発行または記載事項に変更がある場合の取扱いは、事由発生後速やかに「引込線工事士異動届」に次のものを添付して提出する。

- (1) 氏名の変更または返戻の場合、認定証を提出する。

(2) 汚損の場合

認定証および、細則第7条(2)に準じ写真1葉を提出する。写真は電子データでの提出も可とする。

(3) 亡失の場合

細則第7条(2)に準じ写真1葉を提出する。写真は電子データでの提出も可とする。

(認定証の有効期間)

第24条 認定証の有効期間は、発行日より満5年を向かえた年末までとし、認定証に有効期限を明記する。

なお、上位資格を取得した時は、それから満5年を向かえた年末までとする。

(認定の停止要件)

第25条 引込線・計測器工事において、認定資格停止期間は、1箇月及び3箇月とし、具体的事項は「引込線工事士認定資格停止要件」（別紙-1）のとおりとする。ただし、本人の責によらない場合は除く。

附則

1. 本引込線工事士運用要領細則は平成25年2月1日から施行する。ただし、各地区運営委員会は事情により施行日を変更することができる。
2. この細則は、令和4年1月1日から一部改正する。

2級引込線工事士認定試験および認定講習の実施要領

1. 認定試験

試験実施	2月20日～3月20日迄の間に行い、試験会場とともに各地区運営委員会で設定する。		
試験案内	2月1日より行なう。		
受験受付	2月10日より各地区試験実施の7日前までとする。		
事前講習	講習時間	9時～12時	3時間
	講師	各地区運営委員会で選出依頼する。	
試験時間	13時～14時30分	1時間30分	
問題用紙	試験終了時回収し、各地区運営委員会で裁断破棄する。		

2. 認定講習

講習実施	2月20日～3月20日迄の間に行い、各地区運営委員会で設定する。		
	試験の事前講習と同時開催も可とする。		
	講習時間	3時間	
	講師	各地区運営委員会で選出依頼する。	

3. 結果報告

地区運営委員会は、次により認定試験および認定講習の結果を3月末日迄に本部運営委員会へ報告する。

認定種別	報告書（様式別紙）	報告内容
認定試験	認定試験受験者内訳表	受験者内訳と採点結果
認定講習	認定講習実施結果	申請者内訳と講習結果

4. 認定証発行

認定証の発行は、引込線工事士運用要領細則第21条に基づき、本部運営委員会が安全技能講習を修了した者に発行する。

5. 受講料および認定料.

- (1) 講習会の受講料およびテキスト代は無料とする。
- (2) 認定証交付手数料は認定証製作（本部運営委員会）費用に地区運営委員会200円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

2級引込線工事士認定試験の問題作成および採点要領

1. 作成要領

- (1) 引込線工事士試験問題集から抜粋し、問題の数値や語句を変更して出題するが、必要に応じて新機材・新工法など認定技能の内容も出題対象とする。
- (2) 重要問題を各科目ごとに1問とし、計3問出題する。
- (3) 前年度と同種問題を30～40%程度出題する。

2. 問題の形態と出題数

下記を標準とする。

(1) 科目別出題数

科目	出題数		配分点数	
	引込線	計測器	重要問題	一般問題
工事基準	9	3	21	19
作業手順	4	4	21	12
安全管理	5		21	6
合計	25		100	

(2) 問題の形態と点数配分

問題の形態	出題割合	問題数	点数	備考
選択問題	60%	15	一般問題 1～3点/解答	1問当りの解答数やレベルにより点数を配分する。
空白記入	20%	5		
正誤問題	20%	5	重要問題 21点/問	
合計	100%	25	100点	

3. 採点と合否判定

- (1) 採点は地区運営委員会が行なう。
- (2) 合計正解率80%（80点）以上を合格判定基準とする。
なお、重要問題1問でも不正解の場合は「不合格」となる。
- (3) 本部運営委員会は地区運営委員会の採点結果を審議し、理事会の承認を得て決定する。

2 級引込線工事士安全技能講習実施要領

1. 目的 2 級引込線工事士資格者は、認定証の交付を受けた日から、5 年目の年内までに、安全技能講習を受講し、技能維持をはかる。

2. 講習 地区運営委員会が開催し、次の必須項目の他、必要に応じて内容を付加する。

種 類	必須項目	標準時間
座 学	1. 労働安全衛生基準 2. 労働災害事故事例 3. 施工不良事故事例 (計測器・引込線) 4. 計測器工事留意事項 5. 引込線工事士運用要領 6. スマートメーターの取扱い(更新)	2 時間
実 技	無墜落昇降柱法 単柱・変圧器柱において 1. 昇柱前準備 2. 昇降梯子取り付け 3. 昇柱 4. 障害物 ^{かわ} 躲し (弱電線・変圧器・低圧線等) 5. 仮足場取付 *障害物・変圧器は模擬想定 でも良い 6. スマートメーターの取扱い(新規)	1 時間

※スマートメーターの取扱いは、新規取得者は実技、更新者は座学を受講する。

3. 受講料および認定料.

(1) 講習会の受講料およびテキスト代は無料とする。

(2) 認定証交付手数料は認定証製作(本部運営委員会)費用に地区運営委員会 200 円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

4. 保 険

受講者全員に傷害保険をかける。

1 級引込線工事士認定講習実施要領

1. 目的 1 級引込線工事士の資格を取得するために必要な認定講習である。

2. 講習

(1) 受講条件

- a. 受講者は、低圧施工会社Ⅱまたは、高圧施工会社Ⅱに所属、または、新たに低圧施工会社Ⅱまたは、高圧施工会社Ⅱの認定を受けようとする施工会社に所属する 2 級引込線工事士であること。
- b. 受講者は、原則、講習に必要な高所作業車、間接活線作業用絶縁操作棒および高圧防護類等を用意すること。

(2) 講習実施

地区運営委員会が開催し、次の必須項目の他、必要に応じて内容を付加する。

種 類	必須項目	標準時間
座 学	1. 労働安全衛生規則 (高所作業車) 2. 間接活線防護工法 3. メッセンジャー施工基準 4. スマートメーターの取扱い	2 時間
実 技	1. 無墜落昇降柱法 2. 高所作業車操作訓練 3. 間接活線防護技能訓練 4. メッセンジャー施工技能訓練	3 時間

3. 受講料および認定料

受講料は 15,000 円とする。認定証交付手数料は認定証製作(本部運営委員会)費用に地区運営委員会 200 円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

4. 保 険

受講者全員に傷害保険をかける。

1 級引込線工事士安全技能講習実施要領

1. 目的 1 級引込線工事士資格者は、認定証の交付を受けた日から、5 年目の年内までに、安全技能講習を受講し、技能レベル維持をはかる。
2. 講習 地区運営委員会が開催し、次の必須項目の他、必要に応じて内容を付加する。

種類	必須項目	標準時間
座学	1. 労働安全衛生基準 2. 労働災害事故事例 3. 施工不良事故事例 (ア) (計測器・引込線) 4. 計測器工事留意事項 5. 引込線工事士運用要領 6. スマートメーターの取扱い	2 時間
実技	1. 無墜落昇降柱法訓練 (2 級と同一内容) 2. 高所作業車操作訓練 3. 間接活線防護技能訓練	2 時間

3. 受講料および認定料

受講料は 2, 500 円とする。認定証交付手数料は認定証製作 (本部運営委員会) 費用に地区運営委員会 200 円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

4. 保 険

受講者全員に傷害保険をかける。

低圧計測器工事士認定講習の実施要領

1. 認定講習

(1) 受講条件

1級または2級引込線工事士の有資格者が、身体能力低下その他の理由で資格変更を希望し地区運営委員長が認めた者。

(2) 講習実施

2月20日～10月20日迄の間に行い、各地区運営委員会設定する。

なお、座学は引込線工事士安全技能講習と同一とし、実技は地上監視者としての安全監視訓練を実施する。

講習時間 3時間

講師 各地区運営委員会で選出依頼する。

2. 結果報告

地区運営委員会は、次により講習受講の結果を本部運営委員会へ報告する。

認定種別	報告書（様式別紙）	報告内容
認定講習	講習受講の実施結果	申請者内訳と講習結果

3. 認定証発行

認定証の発行は、引込線工事士運用要領細則第21条に基づき、本部運営委員会が講習受講要件を満たした者に発行する。

4. 受講料および認定料.

(1) 講習会の受講料およびテキスト代は無料とする。

(2) 認定証交付手数料は認定証製作（本部運営委員会）費用に地区運営委員会200円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

低圧計測器工事士安全技能講習実施要領

1. 目的 低圧計測器工事士資格者は、前回講習を受講した日から、5年目の年内までに、安全講習を受講し、技能レベル維持をはかる。なお、安全講習の座学は引込線工事士安全技能講習と同一とし、実技は地上監視者としての安全監視訓練を実施する。
2. 講習 地区運営委員会が開催し、次の必須項目の他、必要に応じて内容を付加する。

種類	必須項目	標準時間
座学	1. 労働安全衛生基準 2. 労働災害事故事例 3. 施工不良事故事例 (計測器・引込線) 4. 計測器工事留意事項 5. 引込線工事士運用要領 6. スマートメーターの取扱い	2時間
実技	地上監視者としての安全監視訓練	1時間

3. 受講料および認定料

- (1) 講習会の受講料およびテキスト代は無料とする。
- (2) 認定証交付手数料は認定証製作(本部運営委員会)費用に地区運営委員会200円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

限定低圧計測器工事士認定試験および認定講習の実施要領

1. 認定試験

試験実施	2月20日～3月20日迄の間に行い、試験会場とともに各地区運営委員会で設定する。		
試験案内	2月1日より行なう。		
受験受付	2月10日より各地区試験実施の7日前までとする。		
事前講習	講習時間	9時～12時	3時間
	講師	各地区運営委員会で選出依頼する。	
試験時間	13時～14時30分	1時間30分	
問題用紙	試験終了時回収し、各地区運営委員会で裁断破棄する。		

2. 認定講習

講習実施	2月20日～3月20日迄の間に行い、各地区運営委員会で設定する。		
	試験の事前講習と同時開催も可とする。		
	講習時間	3時間	
	講師	各地区運営委員会で選出依頼する。	

3. 結果報告

地区運営委員会は、次により認定試験および認定講習の結果を3月末日迄に本部運営委員会へ報告する。

認定種別	報告書（様式別紙）	報告内容
認定試験	認定試験受験者内訳表	受験者内訳と採点結果
認定講習	認定講習実施結果	申請者内訳と講習結果

4. 認定証発行

認定証の発行は、引込線工事士運用要領細則第21条に基づき、本部運営委員会が安全技能講習を修了した者に発行する。

5. 受講料および認定料.

- (1) 講習会の受講料およびテキスト代は無料とする。
- (2) 認定証交付手数料は認定証製作（本部運営委員会）費用に地区運営委員会200円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

限定低圧計測器工事士認定試験の問題作成および採点要領

1. 作成要領

- (1) 引込線工事士試験問題集から抜粋し、問題の数値や語句を変更して出題するが、必要に応じて新機材・新工法など認定技能の内容も出題対象とする。
- (2) 重要問題を各科目ごとに1問とし、計3問出題する。
- (3) 前年度と同種問題を30～40%程度出題する。

2. 問題の形態と出題数

下記を標準とする。

(1) 科目別出題数

科 目	出 題 数	配分点数	
	計測器	重要問題	一般問題
工事基準	6	2 1	1 5
作業手順	5	2 1	1 2
安全管理	5	2 1	1 0
合 計	1 6	1 0 0	

(2) 問題の形態と点数配分

問 題 の形態	出題割合	問題数	点数	備 考
選択問題	6 2 %	1 0	一般問題 1 ～ 3 点 / 解答	1 問当りの解答数 やレベルにより点 数を配分する。
空白記入	1 9 %	3	重要問題 2 1 点 / 問	
正誤問題	1 9 %	3		
合 計	1 0 0 %	1 6	1 0 0 点	

3. 採点と合否判定

- (1) 採点は地区運営委員会が行なう。
- (2) 合計正解率80%（80点）以上を合格判定基準とする。
なお、重要問題1問でも不正解の場合は「不合格」となる。
- (3) 本部運営委員会は地区運営委員会の採点結果を審議し、理事会の承認を得て決定する。

限定低圧計測器工事士安全技能講習実施要領

1. 目的 限定低圧計測工事士資格者は、認定証の交付を受けた日から、5年目の年内までに、安全技能講習を受講し、技能維持をはかる。
2. 講習 地区運営委員会が開催し、次の必須項目の他、必要に応じて内容を付加する。

種類	必須項目	標準時間
座学	1. 労働安全衛生基準 2. 労働災害事故事例 3. 施工不良事故事例 4. 計測器工事留意事項 5. 引込線工事士運用要領 6. スマートメーターの取扱い(更新)	2時間
実技	スマートメーターの取扱い(新規)	1時間

※スマートメーターの取扱いは、新規取得者は実技、更新者は座学を受講する。

3. 受講料および認定料。
 - (1) 講習会の受講料およびテキスト代は無料とする。
 - (2) 認定証交付手数料は認定証製作(本部運営委員会)費用に地区運営委員会200円および消費税を加えた金額とする。なお、再交付も同様とする。

引込線工事士・計測器工事士認定資格停止要件

停止期間	対象事項
1箇月	<p>1. 引込線・計測器工事において、違反工事が繰り返された場合 (年3回以上)</p> <p>(引込線対象事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) キンクまたは傷ついた電線を使用したもの (2) 弛度が不適当なもの (3) 家屋支持点ならびにケーブルの取付工事が不適当なもの (4) 電線の接続および接続後の処理が規定どおりでないもの (5) 配色と色別区分が規定どおりでないもの (6) 地表上の高さ、他物との離隔が不足のもの <p>(計測器対象事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 計測器を亡失または破損させた場合 (8) 取付状態、配線が不適当なもの (9) 端子部締付不良 (10) 誤結線 (11) T S (電子計器) 設定誤り (12) 不適正な計測器を取付けた場合 <p>(引込線・計測器共通対象事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> (13) 北電規定に適合しない材料を使用したもの (14) 必要な手続きを怠った場合 (15) 関係書類を紛失した場合 (16) 北電の承認前に施工した場合 (17) 北電の承認を得ないで設計変更および設計以外の工事を行った場合 <p>2. 不安全行為による作業を行った場合</p>
3箇月	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働災害・公衆災害を起こした場合 (2) 電気火災を起こした場合 (3) 不正に電気を使用した場合 (4) 故意に虚偽の報告を行った場合

<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 80px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 </div>	※受験番号	
	※受験地	

(2a, 2b, 2c, 1a, 1b)

引込線工事士認定申請書(試験・講習・認定講習免除)

提出月日 令和 年 月 日

地区運営委員長 殿

申請工事会社 事業所名
 北電コード
 住所
 電話番号

印

次の者は、引込線工事士(2級引込線工事士・1級引込線工事士)として適当と認めますので申請いたします。

ふりがな		性別	男・女
氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
ふりがな			電話
現住所	(〒)		()

資格欄	認定書・免状区分	番号	取得年月日	認定書・免状区分	番号	取得年月日
		特級外線工事士		H・R 年 月 日	第一種電気工事士	
	1級外線工事士		H・R 年 月 日	第二種電気工事士		H・R 年 月 日
	2級外線工事士		H・R 年 月 日	2級引込線工事士		H・R 年 月 日

※記入上の注意	※認定番号
1. ※印のある欄は記入しないでください。	※第 - 号
2. 性別は、該当する項目を○で囲んでください。	※交付年月日 令和 年 月 日
3. 文字は、黒色のボールペンを使用し、かい書で正確に記入してください。	
4. 引込線工事士認定申請書(試験・講習・認定講習免除)のいずれかを○で囲んでください。	
5. 引込線工事士(2級引込線工事士・1級引込線工事士)のいずれかに○で囲んでください。	
5. 氏名および現住所のふりがな記入欄は必ず記入してください。	
6. 申請時に所有している資格の該当欄に○を記入し、番号・取得年月を必ず記入してください。	
7. 所有している資格の認定証・免状の写を添付してください。	
8. 写真は申請前6ヶ月以内、脱帽・正面・上半身(タテ35mm,ヨコ25mm)裏面に、氏名を記入してください。 (1枚貼付、1枚添付、計2枚)※電子申請の時は写真が電子データ貼付の時、添付は不要	

注)認定講習免除とは、1級引込線工事士申請において本運用要領第8条(2) b)に該当する申請者。

写真		※受験番号	
		※受験地	
(低、 限a、 限b)			
<h2 style="margin: 0;">低圧計測器工事士認定申請書(試験免除)</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">提出月日 令和 年 月 日</p> <p>地区運営委員長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申請工事会社 事業所名 印 北電コード 住所 電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">次の者は、計測器工事士(低圧計測器工事士・限定低圧計測器工事士)として適当と認めますので申請いたします。</p>			
ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
ふりがな			電 話
現住所	(〒)		()
資格欄	認定書・免状区分	番号	取得年月日
	1級引込線工事士		H・R 年 月 日
	2級引込線工事士		H・R 年 月 日
	第一種電気工事士		H・R 年 月 日
	第二種電気工事士		H・R 年 月 日
	習前 履回 歴講	講習区分	受講年月日
		1級引込線工事士	H・R 年 月 日
		2級引込線工事士	H・R 年 月 日
		※ 認 定 番 号	号
		※ 第 - 号	号
※記入上の注意		※ 交付年月日	令和 年 月 日
<ol style="list-style-type: none"> 1. ※印のある欄は記入しないでください。 2. 性別は、該当する項目を○で囲んでください。 3. 文字は、黒色のボールペンを使用し、かい書で正確に記入してください。 4. 氏名および現住所のふりがな記入欄は必ず記入してください。 5. 計測器工事士(低圧計測器工事士・限定低圧計測器工事士)のいずれかに○で囲んでください。 6. 限定低圧計測器工事士認定申請者で試験免除資格者は、低圧計測器工事士認定申請書(試験免除)を○で囲んでください。 7. 申請時に所有している資格の該当欄に○を記入し、番号・取得年月を必ず記入してください。 8. 低圧計測器工事士認定申請者は、前回講習履歴欄の講習区分に○を記入し、受講年月を記入してください。 9. 所有している資格の認定証・免状の写を添付してください。 10. 写真は申請前6ヶ月以内、脱帽・正面・上半身(タテ35mm,ヨコ25mm)裏面に、氏名を記入してください。 (1枚貼付、1枚添付、計2枚)※電子申請の時は写真が電子データ貼付の時、添付は不要 			

組合名
提出月日 令和 年 月 日

引込線・低圧計測器工事士異動届

地区運営委員長 殿

届出工事会社名
北電コード
住 所
電 話 番 号

(フリガナ) 氏 名	生年月日		昭和	
	性 別		平成	
現住所			電 話 ()	
認 定 証	該当欄○	種 類	認定証番号 交付年月日	
		1級引込線工事士	平成・令和	
		2級引込線工事士	平成・令和	
		低圧計測器工事士	平成・令和	
		限定低圧計測器工事士	令和	
該当欄○	項 目	記 事		
	異 動	退社月日	令和	
		入社月日 旧会社名 (北電コード)	令和 (-)	
	認 定 証	返 納	取消し(第11条)	
			適用外(第2条)	
		再発行	所属組合変更 (旧所属組合名)	令和 ()
			紛 失 汚損・破損	令和 令和
	氏名変更	新氏名		
		旧氏名		
	社名変更	新社名		
		旧社名		
	その他報告事項・ (不適正・事故等)			

注1) 地区運営委員会は、この異動届受理の都度写しを本部運営委員会に送付する。

注2) 認定証の適用外による返納とは、従事者が組合登録会社を辞職される場合等に本異動届に添えて提出する。

注3) 転勤・転職等で所属組合が変わる場合は、認定証番号が変わるのため再発行申請を提出する。